

令和元年度

第2回茨木市防災会議

会 議 録

茨木市防災会議

会議の名称	令和元年度第2回茨木市防災会議
開催日時	令和元年11月25日(月) (午前・ 午後) 2時00分 開会 (午前・ 午後) 2時45分 閉会
開催場所	茨木市役所南館8階 中会議室
議長	福岡 洋一(茨木市長)
出席者	小山 典久(近畿農政局大阪府拠点総括農政推進官)、藤原 常博(大阪府茨木土木事務所三島地域防災監)、名和野 聡(日本郵便(株)茨木郵便局長)、中村 達也(西日本旅客鉄道(株)茨木駅長)、上原 盛久(西日本高速道路(株)関西支社大阪高速道路事務所長)、黒田 克浩(大阪ガス(株)導管事業部北東部導管部保全チームマネージャー)、笹岡 毅志(関西電力(株)大阪北電力部高槻配電営業所所長)、池田 勇人(阪急電鉄(株)高槻市駅統括駅長)、森 亮児(阪急バス(株)茨木営業所長)、眞田 泰則(淀川右岸水防事務組合事務局長)、水野 保夫(自主防災組織連絡会代表)、笹野 美津代(茨木市聴力障害者協会会長)、奈良平 典子(茨木市市民活動センター所長)、上野 豊(茨木市医師会会長)、河井 豊(茨木市副市長)、井上 茂治(茨木市副市長)、西川 恵三(茨木市危機管理監)、森岡 恵美子(茨木市総務部長)、秋元 隆二(茨木市企画財政部長)、重留 睦美(茨木市健康福祉部長寿介護課長)、幸地 志保(茨木市こども育成部学童保育課長)、中田 弘之(茨木市建設部長)、岡田 祐一(茨木市教育長)、泉 頼明(茨木市消防長)、澤田 勉(茨木市消防団長) 【25人】
欠席者	長井 順一(大阪府茨木土木事務所長)、山本 達也(大阪府北部農と緑の総合事務所長)、鉢窪 泉生(大阪府茨木保健所次長)、折田 浩司(大阪府茨木警察署長)、熊崎 順友(西日本電信電話(株)大阪支店設備部長)、田口 剛(日本通運(株)茨木支店長)、吉川 孝一(神安土地改良区理事長)、戸田 和子(茨木市市民文化部市民生活相談課長) 【8人】
事務局職員	吉田危機管理課長、片山危機管理課課長代理、白木危機管理課主査 【3人】
開催形態	公開
議題(案件)	茨木市地域防災計画の修正について
配布資料	(1) 次第 (2) 茨木市防災会議委員一覧表 (3) 配席表(資料1)

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">(4) 茨木市防災会議条例（資料 2）(5) 茨木市地域防災計画修正案の概要（資料 3）(6) 茨木市地域防災計画（令和元年度修正）新旧対照表（案）（資料 4）(7) 地域防災計画（令和元年度修正）素案（資料 5）(8) 地域防災計画修正スケジュール（案）（資料 6）(9) 茨木市地域防災計画（令和元年度修正）資料編（案）（参考資料 1）(10) 防災体制（案）（参考資料 2）(11) 災害時動員配備基準（案）（参考資料 3）(12) 災害時配備体制新旧表（案）（参考資料 4） |
|--|---|

会 議 録

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
片山危機管理課課長代理	<p>1 開会</p> <p>それでは、ただいまより「茨木市防災会議」を開催させていただきます。本日は、公私何かとお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>日頃は、皆様方におかれましては、本市の防災行政に格別のご指導とお力添えをいただき、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>本日、司会をさせていただきます、危機管理課 課長代理の片山と申します、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議の開催にあたりまして、会長であります福岡市長からご挨拶を申し上げます。</p>
福岡会長	<p>2 会長挨拶</p> <p>みなさん、こんにちは。</p> <p>本日は第二回の茨木市防災会議を開催致しました処、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場で何かとお忙しくされている中、ご参加頂きまして誠に有難うございます。</p> <p>先ほど事案のお話がありましたけれども、消防の関係におきましては、二度とこのような事態が起きないように、市としましても市長としましても、消防署共々力を合わせて参りたいと考えております。</p> <p>本日は、地域防災計画の修正案と言う事で、ご協議頂くために、ご参集頂いております。</p> <p>つきましては災害の予防とそれから各災害有事に起きた対策ということでの計画というふうなっております。</p> <p>特に昨年のおおし地震におきまして、茨木市としましても皆様のお力をお借りしながら、災害の対策という意味では、色んな角度から検証をさせて頂いております。</p> <p>手前勝手・手前味噌ではございますけれども、他市に比べても引けをとらない詳細に、しっかりと検討をさせて頂いたというふうに考えております。</p> <p>ご協力頂いた皆さんには改めて感謝申し上げたいと思います。</p> <p>とは言うものの、大阪北部地震もひとつの災害の典型でありまして、災害の大きさ等々は様々なものが予想されるというところがございます。</p> <p>引続きこの地域防災計画を、どのような災害が来ても大丈夫なように、そして何よりも災害の予防という観点からもしっかりとしたものにするために、本日、様々な点からご意見等頂ければ幸いと考えております。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
片山危機管理課課長代理	<p>本日は、活発なるご審議頂きますよう、お願い申し上げましてのご挨拶と致します。</p> <p>どうぞ宜しくお願い致します。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料等の確認をお願いいたします。</p> <p>次第のほか、資料が6部、参考資料が4部となっており、資料につきましては、資料1の「配席表」、資料2の「茨木市防災会議条例」、資料3の「茨木市地域防災計画修正案の概要」、資料4と5はファイルになりますが、資料4の「防災計画の新旧対照表」、資料5の「防災計画の素案」、資料6の「地域防災計画修正スケジュール(案)」となっております。</p> <p>参考資料につきましては、参考資料1はファイルになっており、「防災計画の資料編」、参考資料2は「防災体制(案)」、参考資料3が「災害時動員配備基準(案)」、参考資料4が「災害時配備体制新旧表」となっております。</p> <p>お手元、そろっておりますでしょうか。(確認ありがとうございました。)</p> <p>続きまして、本日のご出席いただいております、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと存じますが、恐れ入りますが、時間の関係上、ご配布しております、資料1「配席表」をもって、代えさせていただきます。どうぞ、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>福岡市長、よろしくをお願いいたします。</p>
福岡会長	<p>それでは、茨木市防災会議条例第3条第3項の定めるところにより、「会長は会務を総理する。」こととなっておりますので、私の方で議事を進めてまいります。</p> <p>まず、はじめに本市では審議会等の会議は、公開を原則としており、審議会等に、諮ったうえで決定することとしています。</p> <p>本日の会議も公開してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
福岡会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご異議がないようですので、本日の会議につきましては、公開いたします。</p> <p>本日の案件は「茨木市地域防災計画の修正について」でございます。</p> <p>前回、7月29日に開催いたしました防災会議以降、昨年のお阪北部地震</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
吉田危機管理課長	<p>における災害対応の検証等を踏まえた修正を加えるなど、本日素案としてお示しさせていただいております。</p> <p style="padding-left: 2em;">詳細につきましては、事務局から説明いたします。</p> <p>3 議案審議</p> <p>危機管理課長の吉田でございます。</p> <p>本日は、「資料3 茨木市地域防災計画修正案の概要」を中心に説明させていただきます。</p> <p>こちらの資料は、3部で構成し、左上の青色枠「1 地域防災計画について」、上部の黄色枠「2 修正の視点」、下段のピンク色枠、「3 主な修正内容」の項目に分けております。</p> <p>まず、資料の左上（青枠のなか）、「1 地域防災計画について」をご覧ください。</p> <p>「① 地域防災計画とは」についてでございますが、</p> <p>地域防災計画は、茨木市域における災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害応急対策に関して、本市及び防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱等を示すもので、その内容は国や府の計画と整合するものでなければならない、とされております。</p> <p>「② 計画の構成」についてです。</p> <p>茨木市地域防災計画の構成といたしましては、「第5部 その他災害応急対策」を新たに加え、第5部構成から第6部構成に修正いたしております。</p> <p>「第1部 総則」では、この計画の方針、目的、想定災害、業務の大綱、市民の基本的な責務などを規定しております。</p> <p>「第2部 災害予防対策」では、災害予防対策の推進や、事前対策としての体制整備、地域防災力の向上に向けた取組みなどを規定しております。</p> <p>「第3部 風水害応急対策」、「第4部 地震災害応急対策」では、風水害、地震それぞれの災害に際した活動体制や避難対策などを規定しております。</p> <p>「第5部 その他災害応急対策」では、新たに原子力災害を規定するとともに、現計画の「第3部 風水害等応急対策」から、市街地火災等、高層建築物災害、危険物災害、大規模交通災害を移動しております。</p> <p>「第6部 災害復旧・復興対策」では、現行計画では第5部の内容を第6部に移動し、民生の安定や復興計画に関することなどを規定しております。</p> <p>なお、ただいま、ご説明させていただきました、「防災計画の構成」の新</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>旧に関しましては、併せて「資料4 茨木市地域防災計画（令和元年度修正）新旧対照表」の2ページ目をご覧くださいと思います。</p> <p>左の欄が「新」で、右の欄が「旧」で、赤で記載した箇所が移動したところ、青で記載した箇所が新設となります。</p> <p>それでは次の説明に移らせていただいでよろしいでしょうか。</p> <p>次に、資料の上段、「2 修正の視点」をご覧ください。</p> <p>今回の地域防災計画の修正にあたりましては、災害対策基本法第2条の2における災害対策の基本理念として、「過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること」が掲げられており、この基本理念に従い、2つの視点をもとに修正を行っております。</p> <p>まず、(①)、1つ目の視点につきまして、「平成30年大阪府北部を震源とした地震や近年の災害の課題と教訓を反映」して、今後の災害に臨機応変に対応できるよう、より実効性のある防災計画であること、</p> <p>次に、(②)、2つ目の視点につきましては、「国の防災基本計画及び大阪府地域防災計画等の上位計画、関連計画との整合」を図り、国・府との連携による、より円滑な防災対策を推進できる体制の構築を目的とした防災計画であること、</p> <p>以上、2つの視点から今回の修正を行っております。</p> <p>それでは、具体的な修正箇所につきまして、「3 主な修正内容」をご覧ください。</p> <p>「主な修正内容」につきましては、1ページ目の「①大阪北部地震の教訓を踏まえた修正」と、次のページの、「②関連計画との整合を図るための主な修正事項」の、2項目に分けて記載しております。</p> <p>なお、「主な修正内容」中に記載の、「括弧」書きされておりますページは、「資料4 茨木市地域防災計画（令和元年度修正）新旧対照表」に記載しているページ番号に相当しております。</p> <p>「①大阪北部地震の教訓を踏まえた修正」につきましては、「大阪北部地震における災害対応の検証」の「今後の災害対応の方向性」に示す災害応急活動体制や避難対策等を中心に、防災計画に反映したものになります。</p> <p>では、「1 災害応急活動体制」から項目ごとに説明させていただきます。</p> <p>「災害応急活動体制」は、市や防災関係機関の災害対応時の活動体制や、活動基準など、主に災害発生直後から復興期間に移行するまでの間の活動体制を定めたものです。</p> <p>①は、災害対策本部長である市長の意思決定や指揮統制を支える参謀機</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>能の強化を行うため、「指揮統制部」を新設しました。</p> <p>この指揮統制部のなかに、指揮調整班のほか、②のとおり、災害情報の収集・伝達・報告を行う財務・情報班、受援対応等を統括する応援・受援班、救援物資の調達・需給調整を行う物資班を新設しております。</p> <p>「参考資料2 防災体制(案)」も併せてご覧いただけますでしょうか。上部の赤字で記載しておりますとおり、指揮統制部を新設し、先程ご説明いたしました、指揮調整班、財務・情報班、応援・受援班、物資班などを設けております。また、その他の班構成についても見直しをしております。</p> <p>③は、茨木市における災害救助法が適用される被害等の基準を追加するとともに、災害救助法に係る各救助事務の担当部班を明記いたしました。</p> <p>なお、これは被災者の保護を図ることを目的とした災害救助法が適用された場合を想定しております。</p> <p>④は、部・班横断的に対応を可能にするプロジェクトチームの設置を明記しました。</p> <p>これは、災害固有の突発的な事象に対して、円滑な対応を図るため、市災害対策本部の部班の横断的な組織を構築するものでございます。</p> <p>⑤は、中長期的な災害対応における職員動員配備体制を構築することを明記しました。</p> <p>これは、今回の大阪北部地震を踏まえ、災害対応時に必要な人員が不足したことから、全庁的な人員の応援体制を構築するものです。</p> <p>⑥は、災害の種別に応じた茨木市職員動員・配備体制を見直しいたします。</p> <p>配備体制につきましては、参考資料3「1風水害時配備体制の概要、」次のページの「2地震時配備体制の概要」を併せてご覧いただけますでしょうか。風水害時、地震災害時の配備体制における配備の時期、主な業務、対象職員、解除時期などを記載いたしております。</p> <p>⑦は、被害情報等を共有する茨木市防災情報システムの導入・活用を明記しました。</p> <p>これは、大阪北部地震の際に課題が生じた情報収集伝達の体制の強化を目的として規定したものです。</p> <p>⑧(最後の項目)は、災害対応に必要な応援機関の受入れ場所等、防災拠点施設の追加・見直しを行いました。</p> <p>続きまして、「2 災害対策本部会議」についてです。</p> <p>災害対策本部会議につきましては、災害情報の分析や応急対策の検討、本部長による対策の指示等を行うための会議であります。</p> <p>この災害対策本部会議における、本部会議の役割及び報道機関等への公</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>開の方針を明記しました。</p> <p>続きまして、「3 災害広報」につきましては、指定避難所における広報手段を追加し、市民災害相談窓口における、被災者の復興支援につながる各種支援情報を提供することを明記しました。</p> <p>これは、災害時に市民の方などに対し多様な媒体を通じて災害情報を伝達するとともに、被災者の方々の視点に立ち、きめ細やかな被災者支援に関する情報などをお知らせすることを目的としたものです。</p> <p>続きまして、「4 避難及び避難受入れ体制」についてです。</p> <p>これらは、避難を促す情報や、指定避難所を中心とした災害時の避難者の受入れに関する内容を規定するものです。</p> <p>①は、地震災害における避難所の開設時に、施設の安全点検を実施することを明記しました。</p> <p>これは、地震災害時に避難所における2次災害防ぐために追加したものです。</p> <p>②は、指定避難所を統合、集約の行う際の留意点や配慮すべき事項について明記しました。</p> <p>③は、長期間の避難所運営に備えた全庁的な人員確保体制を明記しました。</p> <p>これは、避難所の開設期間が長期化した場合に、全庁的な体制のもと、避難所対応を行う人員を確保するためのものです。</p> <p>④は、指定避難所における公衆無線 LAN 等の通信ネットワークの整備を追加しました。</p> <p>これは、指定避難所の設備を充実させることで、避難者の方々の災害情報の収集等を支援するためのものです。</p> <p>⑤は、避難所運営における外部委託の活用について明記しました。</p> <p>続きまして、「5 医療・防疫対策」についてです。</p> <p>医療・防疫に関する予防対策、応急対策に関する記述を充実しております。</p> <p>充実した内容に関しましては、災害時の医療対策では、市、府、医療関係機関との役割分担を明記し、防疫対策では、発災後の保健衛生活動に関して、時間経過に伴う活動等を詳細に記述しています。</p> <p>続きまして、「6 住宅・建築物の対策」についてです。</p> <p>①は、ブロック塀の点検や耐震化について所有者の責務や市の支援等を明記しました。</p>

議 事 の 経 過

発言者

議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項

②は、被災建築物の応急危険度判定の実施方法等を明確化しました。
これは、地震災害における被災建築物に二次災害のおそれがないか建築士等が判定する被災建築物応急危険度判定について、対象地区や実施方法等を速やかに広報するためのものです。

続きまして、「7 災害ボランティア」についてです。
ここでは、災害ボランティアセンターの活動支援を明記しました。
これは、大阪北部地震においても、災害ボランティアセンターを中心に多くの支援をいただいたことから、災害ボランティアセンターへの活動場所の提供等、市の支援について明記したものです。

最後に、「8 復旧・復興」についてです。
被災者支援会議の明記と、処理事項の明確化等、復興に向けた取り組みを強化しました。
これは、甚大な災害が発生した場合に復興本部を設置することに加え、中・小規模の災害においても被災者支援を円滑に実施するために追加したものです。

続きまして、次の資料を1枚めくっていただき、「②関連計画との整合を図るための主な修正事項」をご覧ください。
これらの内容につきましては、7月29日に開催いたしました第1回防災会議にて報告させていただいておりますので、今回は新たな項目である「11. 避難対策」及び「15. 南海トラフ地震対策」に関する修正についてのみご説明させていただきます。

「11. 避難対策」につきましては、③をご覧ください。避難勧告等のガイドラインの修正に合わせた警戒レベルの導入について明記するものです。これは、大阪府においても今年度の地域防災計画の修正において反映する予定でございます。

これは、内閣府の避難勧告等のガイドラインが本年3月末に修正され、市町村が発令する避難勧告等の避難情報に、警戒レベルを表記する運用が始まっており、本市の地域防災計画にも反映するものです。

次に、「15. 南海トラフ地震対策」についてです。
南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に合わせた計画修正を行っております。
これは、南海トラフ地震については予兆現象ののちに大地震の発生が想

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
福岡会長	<p>定されることから、南海トラフ地震に備えた体制として、茨木市職員の準備配備体制、臨時配備体制を新たに設けたものです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。 よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からの説明は終わりました。 何かご意見等がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。</p>
藤原委員	<p>大阪府の茨木土木事務所です。 地域防災計画の修正案につきまして、いくつかご意見申し上げたいと思います。</p> <p>まず全般的に言いますと、国の防災基本計画及び大阪府の地域防災計画の修正に合わせて多岐にわたって修正及び補うような、中身になっている印象です。</p> <p>記述についても、先ほど市長が申しあげました通り「市が動くんだ」という視点に立って記述されていると思います。</p> <p>ただ、記述について、他市にも大阪府からご意見を申しあげているのと同様に幾つかご意見申し上げます。</p> <p>新旧対照表も、かなり多くの項目が盛り込まれていると評価をしております。</p> <p>中でも、概要。 概要は、地震体制の避難、そこから復興。それに係りまして、救護や医療、福祉の項目です。</p> <p>このような項目は市民の方々も非常に関心を寄せています。</p> <p>今年も、台風 15 号、19 号の被害に遭われた方々がどのように避難をして、どういう生活を送っているのかということ年全国的な話題になっています。</p> <p>それに鑑みまして、いくつか指摘事項がございます。</p> <p>先ず、表現といたしまして。 大阪府の地域防災計画について、一応「検討する」という言い方で終わっている項目が多くあります。</p> <p>それをうけて、市役所も、「検討する」という項目が多いのですが、ここでもう少し踏み込んで、市民の方々分かりやすいように具体的に表現できませんか？という問いかけをさせていただいております。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>例えば、第 4 部の 29 ページ。</p> <p>(3) 指定避難所の早期解消のための取組み等</p> <p>避難所早期解消は市民の方に日常生活を取り戻して頂くという重要なものと考えております。ここが一番下</p> <p>「また、指定避難所に避難する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう、方策を検討し実施する。」とあります。</p> <p>ここで「検討」で終わらず「実施する」と書いていただいたことは一定評価を出来ると思います。</p> <p>出来れば具体案や、先ほど説明の中にもあった支援制度や生活支援、福祉といった項目で何か表現できればより分かりやすくなるのではないかと感じております。</p> <p>それと合わせまして 46 ページ。</p> <p>長期の避難所生活を送るにあたりまして、やはり今言われていますのがここらの問題。</p> <p>これもしっかりと書かれているとは思いますが。</p> <p>しかし、46 ページの左側、「2 被災者の健康維持活動」の下に、</p> <p>(2) ところのケア健康相談等の実施</p> <p>という項目がございます。</p> <p>この最後の方に「被災者のところのケア対策を行うセンターを被災地域に設置する。」とあります。</p> <p>これは非常に具体的に書かれていると思います。</p> <p>これを、次の 47 ページ、真ん中から下「ケース 4」がございます。</p> <p>この表の中、真ん中の避難所という項の右側、一番下。</p> <p>「ところのケア対策の検討」で終わっています。</p> <p>こういうところも、せっかく書かれているのですから、具体的な表として書かれた方が市民の方にはわかりやすいと感じて思います。</p> <p>それと合わせまして次の 48 ページ</p> <p>二つ目の表がございます。</p> <p>「【復旧・復興対策期】(概ね 1～2 か月以降)」</p> <p>これは非常に重要な期間です。</p> <p>ここで、</p> <p>○保健衛生活動チームの派遣調整終了の時期及び終了後の体制検討とあります。</p> <p>保健衛生活動チームというのは、要は特殊な、災害に限定された臨時のチームです。</p> <p>これがこの時期終了ということは、ところのケアも含めて、日常生活に</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
福岡会長	<p>戻って頂くという重要な段階だと思います。</p> <p>ここでの体制というのを、市の福祉に鑑みて、できれば具体的に書かれた方が市民の方々が安心されると思います。</p> <p>他にも色々踏み込んだ内容がありますが、今おそらく一番大事であろう項目に合わせて2点申し上げました。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>事務局として何かありますでしょうか？</p>
吉田危機管理課長	<p>土木事務所様が仰られました通り、具体的な内容を提示させて頂いたと思いますので、国、府の計画、茨木市の体制等も踏まえて、ご指摘頂いた内容、修正できる箇所、具体的に示せる場所があれば検討・検証してまいりたいと思います。</p>
福岡会長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>府の地域防災計画の記載等も拝見して検討したいと思います。</p>
福岡会長	<p>4 閉会</p> <p>その他ご意見、ございますでしょうか？</p> <p>それでは、これもちまして本日の防災会議を閉会いたします。</p> <p>事務局から連絡事項はありますか。</p>
片山危機管理課課長代理	<p>今後の地域防災計画の修正スケジュールにつきましては、お配りしております、資料6「防災計画修正スケジュール(案)」の赤字で記載しておりますとおり、パブリックコメントを、令和元年12月16日(月曜日)～令和2年1月24日(金曜日)までの約1か月間実施する予定でございます。</p> <p>また、パブリックコメントの意見を反映した結果を、次回の防災会議においてお示しさせていただくと共に、計画の策定をさせていただきます。</p> <p>なお、次回の防災会議につきましては、2月20日(木曜日)の開催を予定しております。</p> <p>最後に、本日の会議で、お気づきの点等ございましたら、誠に恐れ入りますが、12月2日(月曜日)頃までに事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>それでは、本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。 今後とも本市の防災行政につきまして、格別のご高配を賜りますよう、 お願いいたします。 どうもありがとうございました。</p>